

ドイツにおける銀行再編基金法の制定 —銀行税の導入—

海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

- I 金融危機に備えた銀行負担についての検討経過
- II 銀行再編法の枠組み
 - 1 銀行の再生手続及び更生手続
 - 2 金融危機に際しての監督官庁の早期介入権限
 - 3 銀行再編基金の設立
 - 4 金融市場安定化基金の措置を受ける銀行の役員及び従業員に対する年俸及び変動給（ボーナス）の制限
 - 5 株式法上の賠償責任の時効の延長

III 銀行再編基金法の概要

おわりに

翻訳：銀行再編基金を設立する法律（銀行再編基金法）

はじめに

2007年のサブプライムローン問題、2008年のリーマン・ブラザーズの破綻等アメリカで始まった金融危機により、金融市場における信用不安が大きくなり、市場から大量の資金が引き揚げられ、ヨーロッパ金融界も大きな打撃を受けた。ドイツの金融市場にもその影響が及び、ドイツの連邦及び州政府は、経営危機に陥った銀行に多

額の保証や資本注入を行って救済した。その後、ドイツでは、金融システムに重大な影響を与える銀行（以下「システム上重要な銀行」⁽¹⁾）が破綻するのを防ぐために、税金を投入するだけでなく、銀行が自らの責任をもって費用を負担する方策が模索された。2009年から2010年にかけて、銀行税、金融取引税及び銀行活動税について導入の検討が行われた。その結果、ドイツは銀行再編基金を設立することとし、今後の金融危機の際にシステム上重要な銀行の事業再編及び事業清算が必要になった場合に備えて、銀行が基金に拠出することになった。拠出金は、銀行がその取引量、経営規模及び金融システムとの関係度合に応じて2011年から毎年基金に拠出するもので、本稿ではこれを「銀行税」と呼ぶ。同時に、ドイツは金融取引税の導入をも目指したが、2010年のG20会合において国際的な理解が得られず、金融取引税の導入は見送られた。

本稿では、第I章でドイツにおける金融危機に備えた銀行負担についての検討経過について、第II章では「銀行再編基金を設立する法律⁽²⁾」（以下「銀行再編基金法」）を定めた「銀行の再編及び法的整理、銀行再編基金の設立並びに株式法上の法人賠償責任の時効延長に関する法律⁽³⁾」（以下「銀行再編法」）の全体の枠組みについて、

(1) 「システム上重要な銀行」であるかどうかは、2008年2月21日にドイツ連邦銀行により制定された「銀行及び金融サービス機関の継続的な監視の実施及び質確保に関する指針（Richtlinie zur Durchführung und Qualitätssicherung der laufenden Überwachung der Kredit- und Finanzdienstleistungsinstitute）」に基づく。その第6条第3項によれば、「金融システム上重要な銀行とは、その規模、銀行間取引量、外国との取引量により、経営危機に陥ると他の銀行に甚大な影響を及ぼし金融システムが不安定となるような銀行である。金融システム上重要な銀行かどうかの判断は、連邦金融監督庁と連邦銀行が協議して行う。」 Bundestag, *Drucksache*, 16/13710, S.13を参照。

(2) Gesetz zur Errichtung eines Restrukturierungsfonds für Kreditinstitute (Restrukturierungsfondsgesetz - RStruktFG) vom 9. Dezember 2010 (BGBl. I S.1921).

(3) Gesetz zur Restrukturierung und geordneten Abwicklung von Kreditinstituten, zur Errichtung eines Restrukturierungsfonds für Kreditinstitute und zur Verlängerung der Verjährungsfrist der aktienrechtlichen Organhaftung (Restrukturierungsgesetz) vom 9. Dezember 2010 (BGBl. I S.1900).

第三章では銀行再編基金法の概要を紹介する。また、銀行再編基金法の翻訳を末尾に付す。

I 金融危機に備えた銀行負担についての検討 経過

アメリカにおける金融危機、特に2007年のサブプライムローン問題と2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻は、ドイツの銀行界⁽⁴⁾にも大きな打撃を与えた。

2007年のアメリカのサブプライムローン問題は、IKBドイツ産業銀行⁽⁵⁾に大きく波及した。同銀行は本来、中小企業向け融資を専門とするが、アメリカのサブプライム関連証券に投機的投資を行い、経営危機に陥った。このときは、筆頭株主である政府系金融機関の復興金融公庫⁽⁶⁾が救済した。また、ザクセン州立銀行⁽⁷⁾やバイエルン州立銀行⁽⁸⁾のようないくつかの州立銀行も、同様に非伝統的な業務を拡大して投資を行っていたので⁽⁹⁾、大きな損失を受け、資金調達が困難となった。ザクセン州立銀行は、貯蓄銀行連合⁽¹⁰⁾から173億ユーロの保証を受け、ザ

クセン州からも27.5億ユーロの政府保証を供与された⁽¹¹⁾。

2008年9月にリーマン・ブラザーズが破綻したときには、ドイツの大手不動産金融会社ヒポ・レアル・エステート⁽¹²⁾が流動性不足及び自己資本不足に陥り倒産寸前の危機的状況となった。同社を倒産させればリーマン・ブラザーズの場合のように連鎖的な信用不安を招くおそれがあるため、連邦は多額の保証及び資本注入を通じてヒポ・レアル・エステートを救済した⁽¹³⁾。

金融システムに対する信頼が大きく揺らぎ、各行の個別の経営危機に対して措置を講ずることでは対処しきれず、金融システムに対する抜本的な対策が検討された。その結果、2008年10月17日に、金融市場安定化基金(Sonderfonds Finanzmarktstabilisierung: SoFFin)を設立する法律⁽¹⁴⁾(以下「金融市場安定化基金法」)が施行され、金融市場安定化基金が設立された。金融市場安定化基金の目的は、銀行の流動性不足を解消し、自己資本増強のための基本的な枠組みを作ることによって、金融市場の安定化に資することとされた。連邦による銀行救済は、

(4) ドイツの銀行の多くはユニバーサルバンクであり、①民間銀行、②貯蓄銀行(Sparkassen)や州立銀行(Landesbanken)などの公法上の銀行、③信用協同組合(Genossenschaftsbanken)の3種類がある。ドイツの銀行制度については、黒川洋行「ドイツの銀行システムにおける公的銀行」『関東学院大学 経済系』227集、2006.4, pp.152-171. を参照。

(5) IKB Deutsche Industriebank AG. 2008年8月にアメリカの投資ファンドのローンスターに買収された。

(6) Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW).

(7) SachsenLB. ザクセン州立銀行はその後、バーデン・ヴュルテンベルク州立銀行に買収され、現在はその傘下のザクセン銀行(Sachsen Bank)となった。

(8) BayernLB.

(9) 州立銀行は本来、各州のメインバンクであり、州の経済振興や中小企業への貸付などを行う。近年、州立銀行間で大規模な吸収合併が行われている。

(10) Der Deutsche Sparkassen- und Giroverband (DSGV). 貯蓄銀行グループの上部団体で、貯蓄銀行の他、州立銀行や州立住宅貯蓄金庫等が加盟する。ベルリンに所在する。

(11) 黒川洋行「サブプライム金融危機とドイツの政策的対応」『証券経済研究』72号, 2010.12, pp.65-84. を参照。

(12) Hypo Real Estate Holding AG (HRE).

(13) その後、Gesetz zur weiteren Stabilisierung des Finanzmarktes (Finanzmarktstabilisierungsergänzungsgesetz - FMStErgG) vom 7. April 2009 (BGBl. I S.725) に基づいてヒポ・レアル・エステートは国有化された。詳細は、山口和人「【ドイツ】金融機関の強制的国有化を許容する新法制定」『外国の立法』No.239-2, 2009.5, pp.12-13. を参照。

(14) Gesetz zur Errichtung eines Finanzmarktstabilisierungsfonds (Finanzmarktstabilisierungsfondsgesetz - FMStFG) vom 17. Oktober 2008 (BGBl. I S.1982).

これ以降金融市場安定化基金を通じて行われることとなった。

金融市場安定化基金は、金融市場安定化機構 (Bundesanstalt für Finanzmarktstabilisierung : FMSA) に置かれ、連邦財務省の監督を受ける。金融市場安定化基金は、必要に応じて、保証、資本注入、リスク資産の引受等の措置を行うこととされ、2008年10月から2009年8月までに、資本注入のために219億ユーロ、リスク資産の引受のために59億ユーロの措置が行われた。また、基金は同期間中、総額1277億ユーロの保証を行った⁽¹⁵⁾。

金融市場安定化基金法は、2009年7月に改正され⁽¹⁶⁾、経営危機に陥った銀行が金融市場安定化機構にバッドバンク (不良債権買取機関) を置いて不良資産を移し、バランスシートを改善することも可能となった⁽¹⁷⁾。また同改正により、当初2009年末を期限としていた基金の既存の措置は、2010年末までに延長された。金融市場安定化基金を通じて国が銀行を救済することは、金融部門で市場メカニズムが働かなくなる事態を招くおそれがあることから、金融市場安定化基金は元来一時的な措置という位置づ

けであり、その後の対応が模索されていた。

破綻が金融システムに重大な影響を与える銀行を倒産させないために財政資金を中心とした公的資金が活用される中で、2009年後半から銀行による費用負担のあり方をめぐる議論が活発になった。主に、銀行税 (Bankenabgabe)、金融取引税 (Finanztransaktionssteuer)、金融活動税 (Finanzaktivitätssteuer) の3案があり、検討が進められた。銀行税は、銀行再編基金に銀行が拠出するもので、システム上重要な銀行の事業再編や事業清算に際して、優先的に当該基金の資金を使って行うものである。金融取引税は、すべての金融取引に係る税であり、0.01～0.1%の税率⁽¹⁸⁾が考えられている。金融活動税は、銀行の利益や行員のボーナスを含めた報酬に対して課税を行うものである⁽¹⁹⁾。

連邦政府は、2010年3月31日に、今後の金融危機に際してシステム上重要な銀行の事業再編及び事業清算が必要になった場合に備えた基金の設立及び銀行の基金への拠出等について閣議決定した⁽²⁰⁾。基金の設立を含め、銀行の事業再編や事業清算の法的枠組みを新たに定める銀行再編法の法律案は、8月25日に連邦政府に

(15) Bundestag, *Drucksache*, 17/44, S.119. 保証の限度額は4000億ユーロ、資本注入とリスク資産の引受を併せた限度額は800億ユーロであった。

(16) Gesetz zur Fortentwicklung der Finanzmarktstabilisierung (FStFEntwG) von 17. Juli 2009 (BGBl. I S.1980).

(17) バッドバンクには、不良資産のみを譲渡の対象とする特別目的会社と不良資産のほか非中核事業をも譲渡の対象とする清算事業体の2種類があった。バッドバンクに生じた損失については、元の銀行の所有者 (株主) が補償責任を有するという厳しい条件があったため、この制度を利用した銀行は少なかった。特別目的会社の制度は、全く利用されずに終わった。清算事業体を設立したのは、ノルトライン・ヴェストファーレン州の州立銀行であるヴェスト州立銀行 (WestLB) とヒポ・レアル・エステートのみであった。特別目的会社の設立申請の期限は2010年1月22日まで、清算事業体については2010年12月31日までとされていた。

(18) 連邦財務省ウェブサイト参照。„Finanzmarktsteuer: Modelle im Vergleich,“ 27.05.2010. <http://www.bundesfinanzministerium.de/nr_53848/sid_83A634CE3565C73FB661320B2704F315/DE/Wirtschaft_und_Verwaltung/Steuern/20100526_Finanzmarktsteuer.html?__nnn=true> 以下、インターネット情報はすべて2011年3月31日現在のものである。

(19) 銀行税が経営危機に陥った銀行の事業再編及び事業清算のためであるのに対し、金融取引税と金融活動税は投機や不適切なインセンティブを事前に防止するためであり、目的が異なっている。

(20) 連邦財務省ウェブサイト参照。„Eckpunktpapier: Krisen vermeiden, Banken beteiligen,“ 31.03.2010. <http://www.bundesfinanzministerium.de/nr_116004/DE/Wirtschaft_und_Verwaltung/Geld_und_Kredit/20100331-Eckpunkte-Finanzmarktregulierung.html?__nnn=true>

よって閣議決定され、10月28日に連邦議会によって修正の上可決された。11月26日には、連邦参議院が法案に同意し、12月9日に銀行再編法は公布された。同法の主要部分は、2011年1月1日から施行されている。銀行再編法の枠組み及び概要については、第Ⅱ章で紹介する。さらに、銀行再編法の中で新規に制定された銀行再編基金法のより詳細な概要については、第Ⅲ章で紹介する。基金に拠出される同様の銀行税は、スウェーデンで既に2009年に導入されている。イギリス、フランス、オーストリア、ハンガリーでも2011年から銀行税が銀行に課されているが、スウェーデン以外のこれらの国では銀行税は一般会計に算入される⁽²¹⁾。

2010年6月にトロントで開催されたG20会合において、ドイツは、金融取引税の国際的な導入を目指し、フランスなどと協調しながら他国の説得を試みたが、国際的な理解が得られなかった。そのため、金融取引税の導入はとりあえず見送られた。金融取引税は、国際的に実施しなければ、銀行が課税の少ない国へ業務を移すおそれがあるからである。⁽²²⁾

Ⅱ 銀行再編法の枠組み

銀行税について定める銀行再編基金法は、銀行再編法の一部として制定された。銀行再編法は、金融システム安定化のために、銀行の責任を強化し、経営危機に陥った銀行の事業再編又は事業清算を、金融市場への影響を最小限にとどめて行うための枠組みを定める法律である。銀行再編法により、銀行更生法及び銀行再編基金法が制定され、銀行法や株式法などが改正されたが、これらは一体として効果をあげること

が期待されており、銀行税もこの枠組みの中に位置づけて見る必要がある。

銀行再編法の主な内容は、①銀行の再生手続及び更生手続（銀行更生法の制定）、②金融危機に際しての監督官庁の早期介入権限（銀行法の改正）、③銀行再編基金の設立（銀行再編基金法の制定）、④基金の措置を受ける引受主体の役員及び従業員に対する年俸及び変動給（ボーナス）の制限（金融市場安定化基金法の改正）、⑤株式法上の法人賠償責任の時効の延長（株式法の改正）である。①及び②は、銀行の再生及び事業清算の手続に関するもので、①は銀行が自主的に行う手続を定めており、②は銀行が自主的に手続を開始しない場合に、連邦金融監督庁がいつでも介入することができる措置を定めるものである。③～⑤は、主に銀行の責任強化のための法制定及び改正である。以下、各々の項目の概要を紹介する⁽²³⁾。

1 銀行の再生手続及び更生手続

これまで、銀行に対する倒産手続は、主に銀行法（Kreditwesengesetz）の規定に基づいていた。銀行法による手続は、事業を凍結し、他の金融機関との契約関係を中断するというものである。しかし、リーマン・ブラザーズの倒産の経験から、システム上重要な銀行にこの倒産手続を適用することは、金融市場に重大な影響を与え、経営危機に陥った銀行を円滑に再生又は事業清算するためには適当ではないことが分かった。このため、システム上重要な銀行が経営危機に陥った場合の再生手続及び更生手続を定める「銀行更生法⁽²⁴⁾」が制定された。銀行更生法では、再生手続と更生手続を二段階の手続として定めている。

(21) Bundestag, *Drucksache*, 17/2843, S.21ff.

(22) „Die Pflicht der Deutschen,“ *Süddeutsche Zeitung*, 28. Juni 2010, S.4.

(23) 第Ⅱ章、第Ⅲ章の解説は、主に Bundestag, *Drucksache*, 17/3024, 3407, 3547 に拠る。

(24) Gesetz zur Reorganisation von Kreditinstituten (Kreditinstitute-Reorganisationsgesetz - KredReorgG) vom 9. Dezember 2010 (BGBl I S.1900).

第一段階の再生手続は、経営危機に陥った銀行が倒産前の段階で早期に自主的に開始するものである⁽²⁵⁾。再生手続では、第三者の権利（債権者又は株主の権利）は影響を受けない。銀行は、再生が必要だと判断する場合には、連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht）に再生の必要性について届出を行うと同時に再生計画を提出し、再生管財人（Sanierungsberater）を指名する。連邦金融監督庁は、再生計画及び指名された再生管財人の適性を審査して、再生計画の実施について管轄の上級地方裁判所⁽²⁶⁾に申請を行い、上級地方裁判所は再生管財人及び再生手続の実施について決定する。再生管財人は広範な権限を有し、銀行から情報提供を受けながら再生計画を実施する。

再生の見込みがないと銀行が自ら判断する場合は、当該銀行は、連邦金融監督庁に更生の必要性について届出を行い、更生計画を提出して更生手続を開始することができる。又は、再生管財人が再生計画を実施していたが、奏功しなかったときには、再生管財人が当該銀行の同意を得て連邦金融監督庁に更生の必要性について届出を行い、更生計画を提出する。更生計画は、例えば債務の株式化や銀行組織の一部の分割などを含むこともあり、第三者の権利をも侵害するおそれがあるため、金融システムの安定性に危機がある場合に限り開始することができる。更生手続には、別段の定めがない限り、再生手続を準用する。上級地方裁判所が更生手続の実施を命じた場合には、債権者及び株主の意見を調整して、すべての関係人集会の同意の下、更生計画が採択される。更生計画は、更生管財人

（Reorganisationsberater）⁽²⁷⁾が実施する。

2 金融危機に際しての監督官庁の早期介入権限

銀行法第45条は、銀行の自己資本又は流動性が不足している場合の連邦金融監督庁の措置について定めている。同条は改正され、銀行の自己資本又は流動性が不足している場合に、連邦金融監督庁はこれまでよりも早期に介入する権限を有するようになった。また、第45c条が新設され、連邦金融監督庁は、必要な場合に特別受託者（Sonderbeauftragter）を指名して、各銀行の個別の状況において必要で適切な任務を柔軟に委任することができるようになった。

さらに、「第3章 銀行の監督に関する規定」に「第4a節 金融システムの危機時における銀行に対する措置（第48a条～第48s条）」が新設され、経営危機にある銀行の再編及び法的整理のための連邦金融監督庁の権限について定められた。連邦金融監督庁は、銀行が経営危機に陥った場合に、いつでも介入することができ、金融システムの安定性に対する危機を防止するためには、当該銀行の同意がなくても経営安定のために必要な措置をとることができることとなった。これは、銀行の経営陣が銀行更生法の手続を開始しない場合や、金融危機の回避のために当該銀行に対して増資を行う必要があるが銀行更生法に基づく手続の結果が不透明なために株主や債権者が増資に応じない場合等に特に行われる措置である。システム上重要な銀行が経営危機に陥った場合で他に手段がないときには、連邦金融監督庁は、当該銀行の資産の

(25) 連邦議会の審議では、再生手続について、銀行が自主的に手続を開始するとされているが、再生手続の開始により経営がさらに悪化するおそれがあることから、そのような期待はできないのではないかという懸念が多く示された。

(26) Oberlandesgericht. 上級地方裁判所は、民事・刑事事件を管轄する。区裁判所又は地方裁判所が第1審、上級地方裁判所が第2審、連邦通常裁判所が第3審となる。刑事事件においては、上級地方裁判所が第1審となることもある。詳しくは、山田晟著『ドイツ法概論I』有斐閣、2001、pp. 96-100. を参照。

(27) 更生管財人は、再生管財人に準じた方法で任命される。

全部又は一部を既存の銀行又は国の承継銀行（Brückenbank）へ譲渡するよう命令を発することができる。譲渡される資産は、市場性の高い資産である。市場性の高い資産を引受主体へ譲渡することにより、金融システム安定化措置を引受主体に集中することができ、その他の資産を元の銀行に残すことによって、金融システムと関連のない資産を従来の倒産手続で清算することが可能となる。

3 銀行再編基金の設立

経営危機にある銀行の救済のために連邦や州の財政から措置を行うことには限界があるので、銀行再編基金法を制定して、システム上重要な銀行が経営危機に陥った場合に備えて銀行再編基金が設立された。基金には、銀行がその経営リスクに応じて拠出する。詳細は、第Ⅲ章で紹介する。

4 金融市場安定化基金の措置を受ける銀行の役員及び従業員に対する年俸及び変動給（ボーナス）の制限

経営状況が悪く金融市場安定化基金からの措置を受けている銀行においても、役員に対して高額のボーナスが支払われていたことを受け、金融市場安定化基金法が改正され、それらの銀行が役員及び従業員に対して支払う年俸の上限は50万ユーロと定められた。基金が当該銀行の株式の75%以上を保有する場合には、変動給（ボーナス）の支給は認められない。労働協約の改定及び新規締結に際しては、これを考慮しなければならないが、2011年1月1日より以前の既存の労働協約には適用しない。

5 株式法上の賠償責任の時効の延長

株式法（Aktiengesetz）第93条は、銀行の執行役員（Vorstandsmitglieder）の注意義務とその違反による賠償責任について定めている。第6項は、その責任の時効を定めているが、これまでの5年は10年に延長された。これにより、事実関係の調査に時間がかかった場合でも損害賠償請求を行うことが可能となった。

Ⅲ 銀行再編基金法の概要

銀行再編基金法により、将来の金融システムの危機に備えて、銀行再編基金（以下「再編基金」）が設立され、ドイツの内国銀行⁽²⁸⁾が拠出することが定められた。この基金は、金融市場安定化基金を引き継ぐもので、両基金が行う措置はほぼ同様のものである。金融市場安定化基金については、今後、すでに決定された金融市場安定化措置の執行及びその終了のための事務のみを行うこととされた。両基金の大きな違いは、金融市場安定化基金が財政資金を中心とした公的資金を財源とするのに対し、再編基金は銀行の拠出金を財源とする点である。さらに、金融市場安定化基金による措置はすべての銀行を対象としていたのに対し、再編基金による措置はシステム上重要な銀行に関わるもののみを対象とする点、また、金融市場安定化基金による措置は経営危機に陥った銀行に直接行われたのに対し、再編基金による措置は引受主体⁽²⁹⁾に対して行われる⁽³⁰⁾。

銀行再編法案の議会における審議に際して、銀行再編基金に関する議論の争点は、基金の規模であった。1年間に徴収される資金の見込み

(28) ドイツの内国銀行には、ドイツの銀行の他、外国にあるドイツの銀行の法的に独立していない支社、ドイツにある外国銀行の子会社、欧州経済領域外の外国銀行の支社が含まれ、これらの銀行が銀行税を支払う。

Bundestag, *Drucksache*, 17/3634, S.13.

(29) 元の銀行の資産を引き継ぐ既存の銀行又は承継銀行。

(30) Bundestag, *Drucksache*, 17/3700, S.167.

は12億ユーロであるが⁽³¹⁾、金融市場安定化基金の基金規模が4800億ユーロであったこと、前回の金融危機でヒポ・リアル・エステートだけでも1400億ユーロの保証を引き受けて救済したこと⁽³²⁾等を考えると、実際に金融危機が起こったときに基金からの措置のみでは足りず、また公的資金を使わざるを得ないのではないかという懸念が多く表明された。また、すべての銀行が拋出義務を有するとされているが、貯蓄銀行（Sparkassen）や信用協同組合（Genossenschaftsbanken）などは投機的投資をほとんど行わず、すでに支払不能に備えた独自の保険システムを有している⁽³³⁾ので、そのような銀行にまで拋出義務を課すべきではないという意見も出された。

法案は、連邦議会で修正の上可決されたが、銀行再編基金法の主要な修正点は、基金からの財政措置を受ける承継銀行の役員の報酬に制限を設けたこと、復興金融公庫等の投資振興銀行（Förderbanken）の基金への拋出義務を免除したこと、基金の規模を700億ユーロとすることを法律で明示したこと、議会の監視権を強化したこと等である。

以下、銀行再編基金法（以下「法」）の概要を紹介する。

基金の設立（法第1条）

再編基金は、連邦金融市場安定化機構に設立する。連邦金融市場安定化機構の金融市場安定

化基金法に基づく安定化措置の経験が生かされることが、期待されている。

拋出義務を有する銀行（法第2条）

拋出義務を有する銀行は、すべての銀行（銀行業を営む金融機関）である。ドイツ連邦銀行、復興金融公庫等の投資振興銀行及びこの法律に基づいて設立される承継銀行は拋出義務を有しない。

再編基金の任務及び用途（法第3条）

再編基金は、銀行の経営危機及び金融システムの危機を克服し、金融市場の安定化に資することを目的とする。銀行法第48b条では、「経営危機」は、是正措置をとらなければ当該銀行の倒産のおそれがある危機と定めている。また、「金融システムの危機」は、銀行の経営危機が金融部門の他の企業、金融市場、預金者その他の市場関係者の金融システムの機能に対する信用に甚大な影響を与える場合をいう。

資金の用途については、承継銀行の設立及び株式取得（法第5条）、保証（法第6条）、資本注入（法第7条）及び他の措置（法第8条）のためとされている。これらの措置は、連邦金融監督庁が譲渡命令を発した場合又は組織変更法上の（umwandlungsrechtlich）契約及び私法上の契約では経営危機及び金融システム危機を確実に収束できない場合に行われる。金融監督

(31) Bundestag, *Plenarprotokoll*, 17/63, S.6685.

(32) Bundestag, *Plenarprotokoll*, 17/68, S.7283.

(33) ドイツには従来任意の預金保険があり、民間商業銀行が加入するドイツ銀行協会（Bundesverband deutscher Banken）の保険、貯蓄銀行金融グループの保険（Sicherheitssystem der Sparkassen-Finanzgruppen）、信用協同組合が加入する信用協同組合連合会（Bundesverband der deutschen Volks- und Raiffeisenbanken）の保険等がある。それらと並んで、1998年8月1日に施行された預金保護及び投資家補償法（Einlagensicherungs- und Anlegerentschädigungsgesetz）に基づく法定預金保険制度がある。任意の預金保険に加入する貯蓄銀行、州立銀行、州立住宅貯蓄金庫及び信用協同組合は、法定預金保険への加入は免除されている。民間商業銀行の任意の預金保険が預金者の預金を直接保護するのに対し、公法上の銀行グループの任意の預金保険は、加盟銀行の流動性や支払能力を保証することによって間接的に預金者の預金を保護する。連邦財務省ウェブサイトを参照。
<http://www.bundesfinanzministerium.de/nr_53848/DE/BMF__Startseite/Service/Glossar/E/026__Einlagensicherung.html?__nnn=true?__nnn=trueFirefoxHTML%5CShell%5COpen%5CCommand>

庁が発する「譲渡命令」は、銀行法第 48a 条に基づくものであり、連邦金融監督庁は、経営危機に陥った銀行の資産を引受主体へ譲渡するよう命令することができるというものである。引受主体は、既存の銀行の場合と再編基金により金融市場安定化機構に設立される承継銀行の場合がある。

再編基金は、連邦の特別財産として設立され、資金は連邦の他の資産とは別に個別に管理される。銀行が再編基金に拠出する拠出金は、課税の対象とならない。

再編措置に関する決定（法第 4 条）

再編基金が行う措置は、連邦金融市場安定化機構が決定する。決定に際しては、当該銀行が金融安定化にとって有する重要性及び可能な限り効率的で経済的な資金投入の原則を考慮する。特に重要な案件については、連邦金融市場安定化機構の運営委員会³⁴が決定する。連邦金融市場安定化機構は、連邦金融監督庁の協力を得て決定の準備を行う。

基金の措置を求める請求権は認められない。連邦金融市場安定化機構は、再編措置の履行義務、条件、期限等を契約書、誓約書又は行政文書において定めることができる。

再編基金は承継銀行に対して株式取得や資本注入の措置を行うが、このようにして基金からの財政措置を受けた承継銀行の役員及び従業員の年俸も、50 万ユーロまでに制限された。銀行再編基金法のこの規定は承継銀行にのみ適用され、元の銀行には適用されない。銀行再編基金法は、元の銀行の支援について定めていないからである。

承継銀行の設立及び株式取得（法第 5 条）

再編基金は、連邦金融監督庁が発した譲渡命令、組織変更法上の契約又は私法上の契約に基づいて承継銀行を設立し、その株式を取得する措置をとることができる。ただし、承継銀行の株式取得は、連邦の重要な利害に関わり、連邦の目的が他の方法ではより良くかつ経済的に達成できない場合に限られている。

保証（法第 6 条）

再編基金は、再編措置のために必要な保証引受の措置をとることができる。再編基金は、譲渡命令の実施に関連して引受主体が有する責任の保証を引き受けることができる。また、引受主体の行う資金の借換えのためにも、保証を引き受けることができる。再編基金が行う保証総額は、その時点で調達済資金総額の 20 倍までとし、1000 億ユーロを超えてはならない。

資本注入（法第 7 条）

市場性の高い資産の譲渡を受ける引受主体は、必要に応じて資本の増強を必要とする。そのため再編基金は、引受主体に対して資本注入を行う権限を有する。

再編基金の資金（法第 12 条）

再編基金の資金は、拠出義務を有する銀行の拠出金を原資とする。拠出額は、銀行の経営危機及び金融システムの危機を克服するために必要な承継銀行の設立及び株式取得、保証、資本注入等の措置並びに再編基金の事務費用を賄うことができるように算出する。

拠出義務を有する銀行は、毎年 9 月 30 日に年間拠出金を支払うが、銀行の経営危機及び金

³⁴ Lenkungsausschuss. 連邦金融市場安定化機構を統括する管理委員会（Leitungsausschuss）が運営委員会に対して決定の案を提示し、運営委員会が金融システム安定化措置等の決定を行う。運営委員会は、連邦財務省、連邦首相府、連邦司法省、連邦経済技術省、州の代表により構成される。連邦金融市場安定化機構ウェブサイトを参照。（<http://www.fmsa.de/de/soffin/struktur/index.html>）

融システムの危機を克服する措置のため及び再編基金の事務費用のために資金が足りない場合には、再編基金は、特別拠出金を徴収することができる。それでも必要な資金がすぐに集まらない場合には、再編基金は起債を行うことができる。

年間拠出金は、拠出義務を有する銀行の金融市場における取引量、経営規模及び金融システムとの関係度合によって算出される。金融システムと関連しリスクが大きい取引が多い銀行においては、拠出金負担率が高くなる。

特別拠出金は、資金需要を確認した時点で年間拠出金を支払う義務を有する全ての銀行が支払う。特別拠出金は、銀行の経営危機及び金融システムの危機を克服する措置のため並びに起債の償還、利子及び費用を支弁するために使用するものとする。特別拠出金は、拠出義務を有する全ての銀行が直近3年間に支払った年間拠出金の総計の平均額に対する個々の拠出義務を有する銀行が直近3年間に支払った年間拠出金の平均額の割合で算出する。銀行が再編基金に拠出することにより、債務の履行に危険が生ずる場合には、連邦金融市場安定化機構は、当該銀行の特別拠出金支払い義務の全部又は一部を免除することができる。銀行の拠出金に関する細則は、連邦議会及び連邦参議院の承認を必要

とする³⁵⁾法規命令³⁶⁾で定める。

再編基金の目標規模は、700億ユーロとされた。これは、2010年5月にIMFからG20に提出された報告書の中で、金融危機防止のために必要な費用としてGDPの2～4%³⁷⁾と見積もられたことを参考にして設定された。

議会による監視（法第16条）

再編基金に対する議会の監視及びその事務のために、連邦議会は、連邦議会議員で組織する委員会を設置する。同委員会の委員は、金融システム安定化が必要な場合には、連邦金融市場安定化機構の運営委員会の決定について遅滞なく報告を受ける。

おわりに

2007年の不動産バブルの崩壊から広がったアメリカの金融危機は、ヨーロッパの銀行にも大きな影響を与えた。ドイツでは特に、海外銀行と取引の多い民間の大銀行、また利潤を追求する経営に走った州立銀行が流動性不足の事態に陥ったことから銀行間取引の保証等の措置が必要となった。更に、多額の損失を出し、自己資本不足となった銀行に対しては、連邦政府及び各州政府は多額の公的資金の注入をせざるを

35) 銀行再編基金法第12条第10項によれば、連邦参議院の同意は必要ないとされているが、4月8日に連邦議会が修正の上可決した法律案（Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 2009/65/EG zur Koordinierung der Rechts- und Verwaltungsvorschriften betreffend bestimmte Organismen für gemeinsame Anlagen in Wertpapieren (OGAW-IV-Umsetzungsgesetz - OGAW-IV-UmsG)）により、銀行再編基金法が改正され、連邦参議院の同意も必要となった。

36) Verordnung über die Erhebung der Beiträge zum Restrukturierungsfonds für Kreditinstitute (Restrukturierungsfonds-Verordnung - RStruktFV). 法規命令案は、2011年3月2日に閣議決定され、4月7日に連邦議会が同意した。これから、連邦参議院で審議される。この法規命令案の第1条で年間拠出金の求め方を定めているが、第3条で年間利益の最大15%までとしている。最低額は、第1条の規定により求めた年間拠出金の5%とされている。第1条に定める年間拠出金の額が年間利益の最大15%を上回った場合の差額及び損失を計上して第1条に定める年間拠出金の額ではなく年間拠出金の5%のみ支払った場合には、翌年以降利益を上げた年にその差額を支払うべきことが法規命令案に定められている。これに対して銀行からの批判が上がっている。„Bankenabgabe verzerrt Wettbewerb,“ *Handelsblatt*, 17. März 2011, S.4. 参照。

37) 2009年のドイツのGDPは、2兆4044億ユーロである。Statistisches Bundesamt, *Bruttoinlandsprodukt 2009 für Deutschland*, Wiesbaden, 2010, S.5.

得なかった。その中で、銀行に対しては従来の倒産手続が難しいということが明らかになり、銀行の事業再編や事業清算の手続が新たに定められた。また、金融システムの危機に際して、税金を投入するだけでなく、銀行がその処理に費用参加する制度が必要だとの認識から、全ての銀行が拠出する再編基金を設立し、今後の銀行の経営危機に際しては再編基金から措置が

行われることになった。法規命令案がまだ議会で審議中であり銀行税の詳細が未定であること、イギリスやフランス等他の国で実施されている銀行税がそれぞれ少しずつ異なることから、今後も動きがあると思われる。しかし、ドイツは、今後の金融危機に際して銀行が費用負担に参加する方向に確実に歩を進めている。

(わたなべ ふくこ)

銀行再編基金を設立する法律（銀行再編基金法）

Gesetz zur Errichtung eines Restrukturierungsfonds für Kreditinstitute
(Restrukturierungsfondsgesetz - RStruktFG) vom 9. Dezember 2010 (BGBl. I S.1921)

海外立法情報課 渡辺 富久子訳

第1条 基金の設立

連邦金融市場安定化機構（以下「機構」）に銀行再編基金（以下「再編基金」）を設立する。

第2条 抛出義務を有する銀行

基金への抛出義務を有する銀行は、銀行法第1条第1項⁽¹⁾に規定するすべての銀行で、銀行法による認可を受け、銀行決算令で定める基準を遵守しなければならないものをいう。法人税法第5条第1項第2号⁽²⁾の規定に基づいて法人税を免除されている銀行及び第5条第1項の承継銀行は、抛出義務を有しない。

第3条 再編基金の任務及び用途

- (1) 再編基金は、銀行法第48b条⁽³⁾に規定する経営危機及び金融システムの危機を克服し、金融市場の安定化に資するものとする。
- (2) 銀行法第48a条⁽⁴⁾に基づく譲渡命令が発せられた後又は連邦金融監督庁が銀行法第48b条に基づいて確認した経営危機及び金融システムの危機を他の方法では、特に組織変更法上の契約又は私法上の契約によっては、確実に収束できない場合において、再編基金は、資金を次の各号に掲げる措置のために使用する

ることができる。

1. 第5条の規定に基づく承継銀行の設立及び株式取得
 2. 第6条の規定に基づく保証
 3. 第7条の規定に基づく資本注入
 4. 第8条の規定に基づく他の措置
- (3) 再編基金は、基本法第110条第1項に規定する連邦の特別財産⁽⁵⁾とする。

第4条 再編措置に関する決定

- (1) 第5条から第8条までに規定する再編基金の措置については、機構が、義務的裁量により、金融安定化にとっての当該銀行の重要性及びできる限り効率的で経済的な資金投入の原則を考慮して決定する。特に重要な案件については、金融市場安定化基金法第4条第1項第2文に規定する運営委員会が決定する。機構は、連邦金融監督庁の協力を得て決定の準備を行う。譲渡命令に基づき再編基金の措置が必要となった場合には、運営委員会は、譲渡命令に同意し、同時に当該措置について決定するものとする。
- (2) 基金の措置に対する請求権は存在しない。措置の供与に際しては、契約書、誓約書又は

以下、注はすべて訳者注である。

- (1) 銀行法第1条第1項は、銀行（Kreditinstitute）を、銀行業務を業として営む企業と定義している。
- (2) 法人税法（Körperschaftssteuergesetz）第5条は、法人税の免除について定めている。第1項第2号では、ドイツ連邦銀行や復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau）等の投資振興銀行（Förderbanken）を挙げている。
- (3) 銀行法第48b条は、経営危機及び金融システムの危機を定義する。
- (4) 銀行法第48a条は、経営状況の悪い銀行の資産を引受主体へ譲渡するよう、連邦金融監督庁が発することができる命令（譲渡命令）について定めている。
- (5) 特別財産（Sondervermögen）は、連邦の個別の目的を対象とし、連邦のその他の資産とは別に管理される。これにより資金の用途が透明性のあるものになる。

行政文書において条件及び履行義務を定めることができる。

- (3) 再編基金が第5条第2項又は第7条の再編措置に基づいて株式を取得している銀行であって、再編基金が直接に又は一若しくは複数の子会社を通じて間接に当該銀行の株式の75%以上を保有する銀行においては、役員及び従業員の年俸は、50万ユーロを上回ってはならない。変動給は許されない。
- (4) 再編基金が第5条第2項又は第7条の再編措置に基づいて株式を取得している銀行であって、再編基金が直接に又は一若しくは複数の子会社を通じて間接に当該銀行の株式の75%未満を保有する銀行においては、役員及び従業員の年俸は、第3文の規定を留保して、50万ユーロを上回ってはならない。固定給及び変動給の合計が年間50万ユーロを上回らない場合に限り、変動給を支払うことができる。銀行が資本注入を受けた額の半分以上を返済した場合又は資本注入を受けた額に満額の利子を付して返済する場合には、50万ユーロの上限を上回ることができる。
- (5) 労働協約、その適用範囲内における当事者間の労働協約上の規定の適用に関する合意又は労働協約に基づく事業所規則若しくは就業規則で合意された報酬については、第3項及び第4項の規定を適用しない。役員及び従業員との労働協約の改定及び新規締結に際しては、第3項及び第4項の規定を考慮しなければならない。労働協約の更新は、第2文にい

う新規締結とみなす。労働協約が第3項及び第4項の基準を満たしていない場合には、役員及び従業員は、労働協約中の権利を主張することができない。ただし、2011年1月1日より以前に発生した権利については、この限りでない。

第5条 承継銀行の設立及び株式取得

- (1) 再編基金は、具体的な事由がない場合であっても、銀行法第48a条第1項に定める譲渡のために又は組織変更法上の契約若しくは私法上の契約に基づいて引受主体となることのできる法人を設立することができる（承継銀行）。
- (2) 再編基金は、銀行法第48a条に規定する引受主体又は組織変更法上の契約若しくは私法上の契約に基づく引受主体の株式を取得することができる。当該株式の取得は、連邦の重要な利害が存在し、連邦の目的が他の方法ではより良くかつ経済的に達成できない場合に限り行うものとする。この場合においては、連邦予算法第65条から第69条⁽⁶⁾までの規定は、適用しない。
- (3) 株式法第202条第3項第1文の規定⁽⁷⁾は、承継銀行には、適用しない。
- (4) 引受主体としての承継銀行が銀行法第48m条第4項第4文⁽⁸⁾、第5項又は第48r条第2項⁽⁹⁾に基づいて銀行の承継銀行への株式参加を保障する義務を有する場合には、再編基金は、これに必要な株主総会の議決が成立

(6) 連邦予算法 (Bundeshaushaltsordnung) 第65条～第69条までには、連邦又は地方公共団体の私法上の企業への資本参加に関する規定が置かれている。

(7) 株式法 (Aktiengesetz) 第202条では、授権資本 (genehmigtes Kapital : 取締役会の決定によって新株を発行して一定の額まで増資できることを定款で定めることができる制度)の要件を定めている。第3項第1文では、授権資本の総額は、授権の時点における発行済株式総額の50%を上回ってはならないという上限が定められている。

(8) 銀行法第48m条第4項は、引受主体の株主総会において資産措置に関する決議が行われた場合に、銀行が当該決議に対して議決権を行使していた場合でも、銀行は当該決議に対して訴訟を提起することができる。第4文では、訴訟に根拠があるがすでに商業登記簿に登記されている場合には、引受主体は、銀行の持分比率が希釈されたことによる損害を賠償するために、銀行に対して株式割当をするものと定めている。

するように努めなければならない。

第6条 保証

(1) 再編基金は、次の各号に掲げる引受主体の責任及び義務に係る引受主体に対する請求権を担保するために保証を引き受けることができる。

1. 銀行法第48j条第4項⁽⁹⁾又は第48k条第3項⁽¹¹⁾の規定に基づいて引受主体が有する責任
2. 銀行法第48l条第4項⁽¹²⁾の規定に基づいて引受主体が有する費用立替義務
3. 銀行法第48m条第3項第4文⁽¹³⁾の規定に基づいて引受主体が銀行に対して有する損害賠償義務
4. 銀行法第48s条第2項⁽¹⁴⁾の規定に基づいて引受主体が銀行に対して有する補償義務
この場合においては、連邦予算法第39条第2項及び第3項⁽¹⁵⁾の規定は、適用しない。

(2) 再編基金は、引受主体の借換えのために、

引受主体が発行する債券の保証を引き受けることができる。保証債務の期限は、60月を超えてはならない。

(3) 第1項及び第2項の規定に基づく保証の総額は、第12条第1項の規定に基づく基金の調達済資金総額の20倍、最大で1000億ユーロを超えてはならない。保証は、再編基金に対して請求される可能性のある額を、その都度保証することのできる最高限度額から控除しなければならない。利子及び費用は、法律で定められている場合又は保証の引受の際に主たる債務、利子及び費用に対して一括した責任限度額が定められている場合に限り、その都度保証することのできる最高限度額から控除するものとする。再編基金が第1項の規定に基づき保証の引受を行い請求されることなく責任が終了した場合又は支払った額の返済を受けた場合には、保証の最高限度額からの控除は以降行わないものとする。

(9) 銀行法第48r条は、譲渡命令に対する銀行による異議申立について定めている。第2項では、引受主体が引き受ける銀行資産に対して、銀行に保障される引受主体への株式参加が適正でない場合には、適正な株式参加としなければならないと定めている。

(10) 銀行法第48j条は、経営状況の悪い銀行の資産を引受主体に譲渡したが、当該銀行の経営危機及び金融システムの危機を回避するために譲渡する必要がなかった資産を元の銀行に売却す命令を金融市場安定化機構が発することができることと定めている。第4項では、売却す資産について引受主体が有する責任の限度額を定めている。

(11) 銀行法第48k条は、経営状況の悪い銀行の資産、債務及び契約関係の一部のみを引受主体に譲渡する(一部譲渡)命令を金融市場安定化機構が発することができることと定めている。第3項では、一部譲渡の対象とならない債務について引受主体が有する責任の限度額を定めている。

(12) 銀行法第48l条第4項は、銀行の資産が不足しているという理由で、倒産手続開始の申立が棄却されるおそれがある場合には、引受主体は手続開始のために必要な費用立替を行う義務を有すると定めている。

(13) 銀行法第48m条第3項は、引受主体の株主総会における資産措置に関する決議を遅滞なく商業登記簿に登録しなければならないこと及び当該決議に対する訴訟を妨げないと定めている。第4文は、株式法第246a条第4項(株主総会決議に対する訴訟に理由がある場合には、(会社側の申立により、当該訴訟の提起が登記を妨げないこと及び株主総会決議の瑕疵により登記の効力が妨げられない旨の裁判所の判決があったときでも、)会社は、裁判所の決定の元になった株主総会決議の登記により相手方に生じた損害を賠償する義務を有する。登記の後では、裁判所の決定の瑕疵はその施行を妨げず、登記の効力の除去を損害賠償として要求することができない。)を準用するとしている。

(14) 銀行法第48s条は、連邦官報で公示された譲渡命令は、上級行政裁判所による譲渡命令の取消によってその効力を妨げられず、命令を実施した結果の除去は原則として要求できないことを定めている。第2項は、当該実施した結果を除去できない場合に、譲渡命令によって生じた損失の補償を請求する権利を銀行に認めている。

(15) 連邦予算法第39条第2項は、信用供与を行う際、連邦財務省の承認を得る必要があることを定めている。第3項は、その際、信用供与を行う側は、信用供与を受ける側にその条件が満たされているかどうか検査することができることを担保しなければならないと定めている。

- (4) 保証の額が第3項に規定する保証の総額に至っていない場合には、再編基金は、1000億ユーロまでの保証を引き受けることができる。保証限度額は、2010年12月30日に現に効力を有する金融市場安定化基金法第6条⁽¹⁶⁾の規定に基づく保証限度額の範囲内で2010年12月31日現在において金融市場安定化基金のために使われていない額を上限とする。
- (5) 保証引受の際には、料金を徴収しなければならない。

第7条 資本注入

再編基金は、銀行法第48a条に規定する引受主体又は組織変更法上若しくは私法上の契約に基づく引受主体に対して資本注入をすることができ、特に出資の対価として株式又は匿名持分を取得し、かかる引受主体の自己資本のその他の構成要素を引き受けることができる。基金による資本参加は、連邦の重要な利害が存在し、連邦の目的が他の方法ではより良くかつ経済的に達成できない場合に限り、行うものとする。この場合においては、連邦予算法第65条から第69条までの規定は、適用しない。

第8条 他の措置

再編基金は、第3条第2項第1号から第4号までに規定する措置に関連する他の請求に対応するために、資金を使用することができる。この場合においては、連邦予算法第65条から第69条までの規定は、適用しない。

第9条 法律行為上の地位

再編基金は、権利能力を有しない。ただし、再編基金は、その名において法律行為を行い、

訴訟を提起し及び提起されることができる。再編基金に対する差押えその他の強制執行は、行わない。民法典第394条第1文⁽¹⁷⁾の規定は、準用する。再編基金を当事者とする訴訟は、連邦金融市場安定化機構の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

第10条 財産の分離

再編基金は、連邦の他の財産、債権及び債務から分離しなければならない。連邦は、再編基金の債務について直接責任を負う。基金は、連邦の他の債務について責任を負わない。

第11条 再編基金の事務

機構は、再編基金の事務を行う。機構は、連邦財務省（監督官庁）の法的監督及び専門的監督に服する。再編基金の設立及び事務のために必要な機構の人件費及び物件費は、再編基金の資金から支払われる。

第12条 再編基金の資金

- (1) 再編基金の資金は、拠出義務を有する銀行の拠出金を原資とする。拠出義務を有する銀行の拠出額は、第3条第2項に掲げる措置の費用及び第11条の規定に基づき機構に支払われる費用を支弁するに足りるように算出しなければならない。拠出金は、できる限りの安全性及び十分な流動性を確保して運用しなければならない。機構は、この基準に従って、監督官庁と協議して運用規則を定めるものとする。
- (2) 拠出義務を有する銀行は、毎年9月30日に、初回は2011年9月30日に、年間拠出金を支払う義務を負う。第10項第2文の規定によ

(16) 金融市場安定化基金法第6条は、金融市場安定化基金の保証措置について定めている。これまでは金融市場安定化基金の保証限度額は4000億ユーロだったが、銀行再編法により、3000億ユーロとなった（2011年1月1日施行）。

(17) 民法典第394条第1文は、差押禁止債権は相殺できないことを定めている。

る法規命令において、年間拠出金の上限額を定めなければならない。機構は、第3条第2項に掲げる措置のための費用及び第11条の規定に基づき機構に支払われる費用を支弁するに足りる十分な資金がある場合には、監督官庁の同意を得て、拠出金の額の引下げ又はその支払の中止を行うことができる。

(3) 機構は、第3条第2項各号に掲げる措置を決定した場合には、遅滞なく資金需要を確認しなければならない。再編基金の資金が、第3条第2項各号に掲げる措置の費用及び第11条の規定に基づき機構に支払われる費用を支弁するに足りない場合には、機構は、特別拠出金を徴収することができる。特別拠出金によって資金需要を適時に満たすことができない場合には、再編基金は、第6項の基準に従って起債を行うことができる。特別拠出金は、確認された資金需要を支弁するため並びに起債の償還、利子及び費用の支払を行うために使用するものとする。特別拠出金については、資金需要を確認した時に年間拠出金を支払う義務を有するすべての銀行が、支払義務を負う。機構は、特別拠出金を分割して徴収する権限を有する。機構は、分割徴収を行う場合には、拠出義務を負う銀行に対して、その後の徴収計画について教示しなければならない。

(4) その都度の特別拠出金の額は、第1項の規定に基づき拠出義務を負うすべての銀行が直近3年間に支払った年間拠出金の総計の平均額に対して、個別の拠出義務を負う銀行が直近3年間に支払った年間拠出金の平均額が示す割合に従って算出される。機構は、1年間に1回以上特別拠出金を徴収する権限を有する。1年間に徴収する特別拠出金は、当該銀

行が直近3年間に支払った年間拠出金の平均額の3倍を超えてはならない。特別拠出金を確定する時点で年間拠出金を3年未満しか支払っていない銀行については、第1文の規定に基づく特別拠出金の額及び第2文の規定に基づく上限額は、当該銀行が支払った年間拠出金の平均額の3倍として算出される。当該銀行が再編基金に支払う拠出金の総額により、当該銀行が債権者に対して有する債務の履行に危険が生ずる場合には、機構は、当該拠出義務を負う銀行の特別拠出金支払義務の全部又は一部を免除することができる。

(5) 特別拠出金を徴収した再編基金の措置の終了後に、機構は、銀行に対して特別拠出金の用途について報告しなければならない。機構は、確認された資金需要を支弁するため並びに第6項に基づく起債の償還、利子及び費用の支払を行うため以外に使用した特別拠出金を銀行に返済しなければならない。

(6) 連邦財務省は、基金が第5条、第7条及び第8条の措置を行うため、第6条の規定に基づいて行った保証により支払を行うため並びに現金残高の増額又は保有している自己株式の株式数の増加を図るために起債を行う権限を有する。起債限度額は、2010年12月30日に現に効力を有する金融市場安定化基金法第9条⁽¹⁸⁾の規定に基づく起債限度額の範囲内で2010年12月31日現在において金融市場安定化基金のために使われていない額を上限とするが、200億ユーロを上限とする。起債限度額は、起債を償還した場合には、その分が増額される。起債限度額は、割引債においては、額面金額を控除しなければならない。

(7) 銀行は、年間拠出金及び特別拠出金の徴収に必要な情報を機構に提供する義務を負う。

(18) 金融市場安定化基金法第9条は、連邦財務省が金融市場安定化基金のために行う権限を有する起債について定めている。これまでは金融市場安定化基金の保証限度額は700億ユーロだったが、銀行再編法により、500億ユーロとなった(2011年1月1日施行)。

これに関する細則は、第10項の規定による法規命令で定める。

- (8) 拠出金の徴収の執行は、機構の支払督促通知により、行政執行法の規定に基づいて行われる。執行証書は、機構が発行する。支払督促通知に対する異議申立及び取消訴訟は、執行延期の効力を有しない。
- (9) 銀行協会が、加盟する銀行の拠出金を集めて支払うことをあらかじめ文書により表明し、加盟銀行により代理権を付与されている場合には、機構は、これを許可することができる。協会に加盟する銀行に対する決定は、この場合においては、協会を通じて加盟銀行に通知する。協会に加盟する個別の銀行への決定の通知は、この場合は不要とする。
- (10) 再編基金の目標規模は、700億ユーロとする。目標規模の達成度、年間拠出金及び特別拠出金並びに第7項の規定に基づく情報提供義務に関する細則は、連邦政府がドイツ連邦銀行と協議して、連邦参議院の同意を要しない法規命令で定める。法規命令は、制定する前に連邦議会に回付しなければならない。法規命令は、連邦議会の議決により修正又は否決することができる。連邦議会の議決は、連邦政府に送付するものとする。連邦議会が法規命令の受領後3週間以内にこれについて審議を開始しないときには、連邦政府は法規命令を修正しないで制定することができる。年間拠出金の額は、拠出義務を負う銀行の金融市場における取引量、経営規模及び金融システムとの関係度合によって決定しなければならない。決定に際しては、債務総額及び清算未了の先物取引高をその基準とする。年間拠出金及び特別拠出金の算出にあたっては、貸借対照表の次の各号に掲げる貸方項目を考慮してはならない旨を定めなければならない。
 1. 顧客に対する債務。ただし、当該銀行が株式を有する法人に対して負う債務を除く。

2. 利益参加型社債。ただし、償還期間が2年未満のものを除く。

3. 一般的な銀行経営危機に備えた準備金

4. 自己資本

法規命令では、年間拠出金を算出するために算定基礎を数段階に分け、段階ごとに異なる拠出金負担率を設け、算定基礎の増加に応じて拠出金負担率も高くなることを定めなければならない。法規命令では、銀行の年間収支が黒字でない場合であっても徴収することのできる最低拠出金の徴収についても定めることができる。法規命令には、また、拠出金及び特別拠出金の支払猶予及び支払期日に関する規定並びに拠出遅滞の場合における利子の徴収に関する規定を置くことができる。

第13条 経済運営及び決算

- (1) 連邦財務省は、年度末に再編基金の収支計算書（連邦予算法に基づく収入及び支出の計算書）及び資産計算書（商法典の規定に基づく資産の損益計算書）を作成する。
- (2) 基金の収支計算書及び資産計算書は、連邦の収支計算書の付録とする。
- (3) 予算計画及び経済計画は、作成しない。基金の財務状況は、連邦議会の予算委員会及び財務委員会に対して、定期的に報告されなければならない。
- (4) 再編基金がこの法律に基づく措置を受ける銀行に対して第5条から第8条に規定する措置を行う場合には、連邦会計検査院に検査権を付与しなければならない。他の法人又は自然人が機構の業務を行う場合には、連邦会計検査院がこれらの法人又は自然人に対しても調査権を有することを契約で定めなければならない。
- (5) 連邦財務省は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、再編基金の予算運営、経

済運営及び決算に関する細則を金融市場安定化基金法第3a条第6項⁽¹⁹⁾の規定に基づく定款で定める権限を有する。

第14条 情報提供義務及び守秘義務

- (1) 連邦金融監督庁は、銀行からの拠出金の徴収のために必要な情報を機構に提供し、情報に変更があった場合には、遅滞なく機構に通知しなければならない。
- (2) 第1項の規定に基づいて機構に提供される企業秘密及び経営秘密については、金融市場安定化基金法第3b条⁽²⁰⁾の規定を準用する。

第15条 税金

- (1) 再編基金は、営業税又は法人税の納税義務を有しない。
- (2) 再編基金の資本収益に対しては、税の源泉徴収を行ってはならない。資本収益税の納税

義務がないにもかかわらず、資本収益税が源泉徴収により支払われた場合には、源泉徴収の義務を有する者は、その限りにおいて納税申告を変更しなければならない。再編基金からの支払は、資本収益税の源泉徴収を行わないものとする。

第16条 議会による監視

- (1) 再編基金に対する議会の監視及びその事務のために、連邦議会は、議事規則の定めるところにより、連邦議会議員で組織する委員会を設置する。この場合においては、金融市場安定化基金法第10a条第2項及び第3項⁽²¹⁾の規定を準用する。
- (2) 第4条第1項の規定に基づいて措置が決定された場合には、当該委員会は、その都度の状況について遅滞なく報告を受けるものとする。

(わたなべ ふくこ)

(19) 金融市場安定化基金法第3a条第6項は、連邦財務省が連邦参議院の同意を要しない法規命令によって、金融市場安定化基金の定款を定める権限を有する旨定めている。

(20) 金融市場安定化基金法第3b条は、連邦金融監督庁の職員の守秘義務について定めている。

(21) 金融市場安定化基金法第10a条は、金融市場安定化基金のために連邦議会に設けられる委員会について定めている。第2項は、基金が金融市場安定化基金に関する状況について連邦財務省から報告を受ける旨、第3項は、委員会は秘密会とする旨を定めている。